

消費税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成25年12月26日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市条例第21号

消費税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(瀬戸市財産条例の一部改正)

第1条 瀬戸市財産条例(昭和39年瀬戸市条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(行政財産の目的外使用に係る使用料)</p> <p>第10条 法第238条の4第7項の規定により許可を受けて行政財産を供用する者は、次に定める額の使用料を納入しなければならない。</p> <p>(1) 土地の使用に係る使用料の額は、年額によるものにあつては当該土地の近傍類似地の固定資産評価額より算出される固定資産税課税標準額に100分の5を乗じて得た額、月額によるものにあつては年額による使用料の額の12分の1に相当する額、日額によるものにあつては年額による使用料の額の365分の1に相当する額。ただし、当該土地の使用期間が1月未満の場合は、当該算出した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額</p> <p>(2) 建物(建物に附随した土地を含む。)の使用に係る使用料の額は、年額によるものにあつては当該建物の適正な評価額に100分の10を乗じて算出した額に<u>100分の108</u></p>	<p>(行政財産の目的外使用に係る使用料)</p> <p>第10条 法第238条の4第7項の規定により許可を受けて行政財産を供用する者は、次に定める額の使用料を納入しなければならない。</p> <p>(1) 土地の使用に係る使用料の額は、年額によるものにあつては当該土地の近傍類似地の固定資産評価額より算出される固定資産税課税標準額に100分の5を乗じて得た額、月額によるものにあつては年額による使用料の額の12分の1に相当する額、日額によるものにあつては年額による使用料の額の365分の1に相当する額。ただし、当該土地の使用期間が1月未満の場合は、当該算出した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額</p> <p>(2) 建物(建物に附随した土地を含む。)の使用に係る使用料の額は、年額によるものにあつては当該建物の適正な評価額に100分の10を乗じて算出した額に<u>100分の105</u></p>

を乗じて得た額、月額によるものにあつては年額による使用料の額の12分の1に相当する額、日額によるものにあつては年額による使用料の額の365分の1に相当する額 (3)及び(4) <省略> 2 <省略>	を乗じて得た額、月額によるものにあつては年額による使用料の額の12分の1に相当する額、日額によるものにあつては年額による使用料の額の365分の1に相当する額 (3)及び(4) <省略> 2 <省略>
---	---

(瀬戸市デジタルリサーチパークセンター条例の一部改正)

第2条 瀬戸市デジタルリサーチパークセンター条例（平成15年瀬戸市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第7条関係）

区分		金額						
		9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時	22時以降1時間につき
マルチメディア電子会議室	平日	円 6,470	円 8,610	円 8,610	円 17,230	円 19,380	円 28,000	円 2,580
	土曜日、日曜日及び祝日	7,110	9,480	9,480	18,960	21,330	30,810	2,850
研修室1		2,720	3,630	3,630	7,260	8,160	11,790	1,090
研修室2		4,420	5,890	5,890	11,780	13,250	19,150	1,770
スタジオ1		1,140	1,520	1,520	3,040	3,420	4,940	450
スタジオ2		2,780	3,720	3,720	7,440	8,380	12,100	1,120
録音室		160	220	220	450	510	740	70
インターネットコーナー		4,370	5,830	5,830	11,660	13,120	18,950	1,740

(瀬戸市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 瀬戸市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例（昭和49年瀬戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第10条関係）			別表（第10条関係）		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
大広間	<省略>	円 <u>3,240</u>	大広間	<省略>	円 <u>3,150</u>
会議室	<省略>	<u>1,080</u>	会議室	<省略>	<u>1,050</u>
和室	<省略>	<u>1,080</u>	和室	<省略>	<u>1,050</u>
作業室	<省略>	<u>2,160</u>	作業室	<省略>	<u>2,100</u>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>

（瀬戸市春雨墓苑条例の一部改正）

第4条 瀬戸市春雨墓苑条例（昭和45年瀬戸市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（使用料）</p> <p>第8条 <省略></p> <p>2 使用料は、墓地永代使用料及び環境整備料とし、その額は、使用の許可を受けた墓地の地積に、墓地永代使用料にあつては1平方メートル当たり13万円以内、環境整備料にあつては1平方メートル当たり<u>388円</u>以内において規則で定める額を乗じて得た額（墓地永代使用料にあつては1,000円未満、環境整備料にあつては10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p>	<p>（使用料）</p> <p>第8条 <省略></p> <p>2 使用料は、墓地永代使用料及び環境整備料とし、その額は、使用の許可を受けた墓地の地積に、墓地永代使用料にあつては1平方メートル当たり13万円以内、環境整備料にあつては1平方メートル当たり<u>378円</u>以内において規則で定める額を乗じて得た額（墓地永代使用料にあつては1,000円未満、環境整備料にあつては10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p>

（瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正）

第5条 瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年瀬戸市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下

				2時	7時	21時30分	時30分	分～9時	13時	18時	分以降 (1時間につき)
ホ ー ル	つ ば き ホ ー ル	舞台練習及び催物準備のため使用する場合	平日	円	円	円	円	円	円	円	円
			土曜日、日曜日及び祝日	3,180	4,830	6,060	12,130	920	1,230	1,640	1,850
	合	その他の場合	平日	10,490	15,730	19,950	39,800	—	3,900	5,340	5,960
			土曜日、日曜日及び祝日	12,540	18,820	23,860	47,720	—	4,730	6,370	7,200
	楽屋1			1,020	1,540	1,950	3,900	300	410	510	610
	楽屋2			1,020	1,540	1,950	3,900	300	410	510	610
リハーサル室			1,230	1,850	2,360	4,730	410	510	610	720	
市民ギャラリー			1,640	2,460	3,080	6,270	510	610	820	920	
多 目 的 ホ ー ル	全面		8,430	12,650	16,040	32,090	2,570	3,180	4,320	4,830	
	A面		3,290	4,930	6,270	12,540	1,020	1,230	1,640	1,850	
	B面		3,290	4,930	6,270	12,540	1,020	1,230	1,640	1,850	
	C面		3,290	4,930	6,270	12,540	1,020	1,230	1,640	1,850	
会 議 室	特別会議室		2,770	4,210	5,240	10,590	820	1,020	1,440	1,540	
	会議室1		1,020	1,540	1,950	3,900	300	410	510	610	
	会議室2		1,020	1,540	1,950	3,900	300	410	510	610	
	会議室3		1,020	1,540	1,950	3,900	300	410	510	610	
	会議室4		1,440	2,160	2,770	5,450	410	510	720	820	
	会議室5		1,440	2,160	2,770	5,450	410	510	720	820	

備考 <省略>

(瀬戸市スポーツ施設条例の一部改正)

第8条 瀬戸市スポーツ施設条例(昭和45年瀬戸市条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2(第5条関係)

施設	区分	単位	金額
窯神グラウンド及び 陶祖グラウンド	1月から3月まで、11月及 び12月	午前6時から午前9時まで	円 540
		午前9時から正午まで	1,620
		正午から午後3時まで	1,620
		午後3時から午後6時まで	540
	4月から10月まで	午前6時から午前9時まで	810
		午前9時から正午まで	1,620
		正午から午後3時まで	1,620
		午後3時から午後6時まで	1,620
東公園グラウンド及び 北グラウンド	1月から3月まで、11月及 び12月	午前6時から午前9時まで	860
		午前9時から正午まで	2,590
		正午から午後3時まで	2,590
		午後3時から午後6時まで	860
	4月から10月まで	午前6時から午前9時まで	1,290
		午前9時から正午まで	2,590
		正午から午後3時まで	2,590
		午後3時から午後6時まで	2,590
南公園グラウンド	1月から3月まで、11月及 び12月	午前6時から午前9時まで	860
		午前9時から正午まで	2,590
		正午から午後3時まで	2,590
		午後3時から午後6時まで	860
	4月から10月まで	午前6時から午前9時まで	1,290
		午前9時から正午まで	2,590
		正午から午後3時まで	2,590
		午後3時から午後6時まで	2,590
市民公園野球場	1月から3月まで、11月及 び12月	午前6時から午前9時まで	1,080
		午前9時から正午まで	3,240
		正午から午後3時まで	3,240
		午後3時から午後6時まで	1,080
	4月から10月まで	午前6時から午前9時まで	1,620
		午前9時から正午まで	3,240
		正午から午後3時まで	3,240
		午後3時から午後6時まで	3,240

			午後6時から午後9時まで	3,240
東公園テニスコート、北テニスコート、市民公園Aテニスコート及び市民公園Bテニスコート	1面につき		午前7時から午前9時まで	430
			午前9時から午前11時まで	430
			午前11時から午後1時まで	430
			午後1時から午後3時まで	430
			午後3時から午後5時まで	430
			午後5時から午後7時まで	430
			午後7時から午後9時まで	430
市民公園プール	個人使用1人 1回につき	一般	午前9時から午後5時まで	210
		高校生	午前9時から午後5時まで	100
		小学生及び中学生	午前9時から午後5時まで	50
	団体使用(20人以上で使用する場合をいう。)1人1回につき		個人使用の金額から10分の1の額を減じた額	
市民公園武道館	剣道場	1面につき	午前9時から正午まで	1,080
			正午から午後3時まで	1,080
			午後3時から午後6時まで	1,080
			午後6時から午後9時まで	1,080
		個人使用1人 1回につき	午前9時から正午まで	160
			正午から午後3時まで	160
			午後3時から午後6時まで	160
			午後6時から午後9時まで	160
	柔道場	1面につき	午前9時から正午まで	1,080
			正午から午後3時まで	1,080
			午後3時から午後6時まで	1,080
			午後6時から午後9時まで	1,080
		個人使用1人 1回につき	午前9時から正午まで	160
			正午から午後3時まで	160
			午後3時から午後6時まで	160
			午後6時から午後9時まで	160
市民公園弓道場	個人使用1人1回につき	午前9時から正午まで	100	
		正午から午後3時まで	100	
		午後3時から午後6時まで	100	
		午後6時から午後9時まで	160	

		専用使用	午前9時から正午まで	2, 160	
			正午から午後3時まで	2, 160	
			午後3時から午後6時まで	2, 160	
			午後6時から午後9時まで	3, 240	
市民公園陸上競技場	団体使用	20人以上50人以下	午前9時から午後1時まで	1, 080	
			午後1時から午後5時まで	1, 080	
			午後5時から午後7時まで	430	
		51人以上100人以下	午前9時から午後1時まで	2, 160	
			午後1時から午後5時まで	2, 160	
			午後5時から午後7時まで	860	
		101人以上	午前9時から午後1時まで	3, 240	
			午後1時から午後5時まで	3, 240	
			午後5時から午後7時まで	1, 290	
			個人使用1人1回につき	午前9時から午後7時まで	100
			専用使用	午前9時から午後1時まで	4, 050
		午後1時から午後5時まで		4, 050	
	午後5時から午後7時まで	1, 620			
瀬戸市体育館及び瀬戸市第二体育館	第1競技場		午前9時から午前11時まで	2, 160	
			午前11時から午後1時まで	2, 160	
			午後1時から午後3時まで	2, 160	
			午後3時から午後5時まで	2, 160	
			午後5時から午後7時まで	4, 320	
			午後7時から午後9時まで	4, 320	
	第2競技場		午前9時から午前11時まで	1, 080	
			午前11時から午後1時まで	1, 080	
			午後1時から午後3時まで	1, 080	
			午後3時から午後5時まで	1, 080	
			午後5時から午後7時まで	2, 160	
			午後7時から午後9時まで	2, 160	
	第3競技場		午前9時から午前11時まで	1, 720	
			午前11時から午後1時まで	1, 720	
			午後1時から午後3時まで	1, 720	
			午後3時から午後5時まで	1, 720	
			午後5時から午後7時まで	3, 450	
			午後7時から午後9時まで	3, 450	

会議室	1室につき	午前9時から午前11時まで	540
		午前11時から午後1時まで	540
		午後1時から午後3時まで	540
		午後3時から午後5時まで	540
		午後5時から午後7時まで	1,080
		午後7時から午後9時まで	1,080
バスケットボールコート	1面につき	午前9時から午前11時まで	1,400
		午前11時から午後1時まで	1,400
		午後1時から午後3時まで	1,400
		午後3時から午後5時まで	1,400
		午後5時から午後7時まで	2,700
		午後7時から午後9時まで	2,700
バレーボールコート	1面につき	午前9時から午前11時まで	1,090
		午前11時から午後1時まで	1,090
		午後1時から午後3時まで	1,090
		午後3時から午後5時まで	1,090
		午後5時から午後7時まで	1,860
		午後7時から午後9時まで	1,860
バドミントンコート	1面につき	午前9時から午前11時まで	630
		午前11時から午後1時まで	630
		午後1時から午後3時まで	630
		午後3時から午後5時まで	630
		午後5時から午後7時まで	910
		午後7時から午後9時まで	910
卓球台	1台につき	午前9時から午前11時まで	320
		午前11時から午後1時まで	320
		午後1時から午後3時まで	320
		午後3時から午後5時まで	320
		午後5時から午後7時まで	540
		午後7時から午後9時まで	540
トレーニングルーム	1人1回につき	午前9時から午後9時まで	100
	1人1月につき	午前9時から午後9時まで	1,620

備考 <省略>

別表第3（第5条関係）

施設	区分	単位	金額	備考
南公園グラウンド	夜間照明設備	最初の1時間まで	円 6,480	利用期間は、4月から10月までとし、点灯時間は、午後6時から午後9時までの間とする。
		以後30分ごと	3,240	
市民公園野球場	夜間照明設備	最初の1時間まで	8,640	
		以後30分ごと	4,320	
市民公園Aテニスコート	夜間照明設備	1面につき1時間ごと	430	
瀬戸市体育館第1競技場	照明設備	半面につき2時間ごと	1,080	
瀬戸市体育館第2競技場	照明設備	半面につき2時間ごと	540	
瀬戸市第二体育館	照明設備	半面につき2時間ごと	860	
瀬戸市体育館及び 瀬戸市第二体育館	体操器具	1種目につき	100	別表第2の単位欄の時間区分ごとに設備器具使用料を納めるものとする。
	電光式得点掲示器	一式につき	540	
	仮設舞台	一式につき	430	
	舞台用照明器具	一式につき	1,080	
	放送設備	一式につき	540	
	マイクロフォン	1本につき	100	
	折りたたみ椅子	1個につき	10	
	机	1個につき	20	
	フロアシート	1枚につき	10	

(瀬戸市立学校体育施設使用料条例の一部改正)

第9条 瀬戸市立学校体育施設使用料条例（平成14年瀬戸市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
施設	単位	金額	施設	単位	金額
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
中学校校庭	<省略>	1, 330円	中学校校庭	<省略>	1, 300円

（瀬戸市定光寺野外活動センター条例の一部改正）

第10条 瀬戸市定光寺野外活動センター条例（昭和60年瀬戸市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

区分			金額	
			団体	一般
キャンプ場	テント場	常設テント、移動テント、持ち込みテント各1張1回につき	円 430	円 860
	炊飯場	1人1回につき	100	210
	営火場	1人1回につき	50	100
集会室	第1集会室	午前9時～午後1時	540	1,080
		午後1時～午後5時	540	1,080
		午後5時～午後9時	540	1,080
		午後9時～翌日午前9時	540	1,080
	第2集会室	午前9時～午後1時	540	1,080
		午後1時～午後5時	540	1,080
		午後5時～午後9時	540	1,080
		午後9時～翌日午前9時	540	1,080
	第3集会室	午前9時～午後1時	540	1,080
		午後1時～午後5時	540	1,080
		午後5時～午後9時	540	1,080
		午後9時～翌日午前9時	540	1,080
	第4集会室	午前9時～午後1時	540	1,080
		午後1時～午後5時	540	1,080
		午後5時～午後9時	540	1,080
		午後9時～翌日午前9時	540	1,080
会議室		午前9時～午後1時	540	1,080

		午後1時～午後5時	540	1,080
		午後5時～午後9時	540	1,080
研修室	研修室1	午前9時～午後1時	540	1,080
		午後1時～午後5時	540	1,080
		午後5時～午後9時	540	1,080
		午後9時～翌日午前9時	540	1,080
	研修室2	午前9時～午後1時	540	1,080
		午後1時～午後5時	540	1,080
		午後5時～午後9時	540	1,080
		午後9時～翌日午前9時	540	1,080
	研修室3	午前9時～午後1時	540	1,080
		午後1時～午後5時	540	1,080
		午後5時～午後9時	540	1,080
		午後9時～翌日午前9時	540	1,080
身障者室	午前9時～午後1時	540	1,080	
	午後1時～午後5時	540	1,080	
	午後5時～午後9時	540	1,080	
	午後9時～翌日午前9時	540	1,080	
浴室		1人1回につき	50	100
炊飯室		1人3時間につき	100	210
食堂		1人3時間につき	50	100

備考 <省略>

別表第2（第5条関係）

区分	単位	金額
炊飯セット	一式1回につき	円 320
飯ごう	1個1回につき	50
なべ	1個1回につき	50
やかん	1個1回につき	50
寝具	一式1回につき	230

備考 <省略>

（パルティセと市民交流センター条例の一部改正条例）

第11条 パルティセと市民交流センター条例（平成16年瀬戸市条例第

21号)の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第7条関係)

区分	金額							
	午前	午後	夜間	全日	繰上・延長時間			
	9時～12時	13時～17時	18時～21時30分	9時～21時30分	8時30分～9時	12時～13時	17時～18時	21時30分以降(1時間につき)
第1会議室	円 1,440	円 2,160	円 2,770	円 5,450	円 410	円 510	円 720	円 820
第2会議室	1,330	2,050	2,460	5,140	410	510	610	720
大会議室	2,770	4,210	5,240	10,590	820	1,020	1,330	1,540
マルチメディアルーム	5,760	8,640	10,900	21,900	1,740	2,160	2,980	3,290
第1学習室	2,260	3,390	4,320	8,640	720	820	1,130	1,330
第2学習室	2,260	3,390	4,320	8,640	720	820	1,130	1,330
アリーナ	10,080	15,120	19,130	38,260	2,980	3,700	5,140	5,760
フィットネスジム	200円/1回							

備考 <省略>

(瀬戸市新世紀工芸館条例の一部改正)

第12条 瀬戸市新世紀工芸館条例(平成11年瀬戸市条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(使用料等) 第7条 施設等の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の研修費又は使用料(以下「使用料等」という。)を納付しなけ	(使用料等) 第7条 施設等の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の研修費又は使用料(以下「使用料等」という。)を納付しなけ

ればならない。

(1) 研修費は、研修生1人当たり月額20,570円とする。

(2) 工芸館の展示室において展示を行う場合の使用料は、次のとおりとする。

展示室の種類	単位	金額
ギャラリー1	<省略>	円 <u>610</u>
ギャラリー2	<省略>	<u>3,800</u>
ギャラリー3	<省略>	<u>3,290</u>
ギャラリー4	<省略>	<u>1,640</u>
ギャラリー5	<省略>	<u>6,780</u>

(3) 工芸館の体験工房において作陶又は絵付けの体験を行う場合の使用料は、作陶にあっては1人当たり1回1,640円以内、絵付けにあっては1人当たり1回510円以内において規則で定める額とする。

(4)及び(5) <省略>

2及び3 <省略>

ればならない。

(1) 研修費は、研修生1人当たり月額20,000円とする。

(2) 工芸館の展示室において展示を行う場合の使用料は、次のとおりとする。

展示室の種類	単位	金額
ギャラリー1	<省略>	円 <u>600</u>
ギャラリー2	<省略>	<u>3,700</u>
ギャラリー3	<省略>	<u>3,200</u>
ギャラリー4	<省略>	<u>1,600</u>
ギャラリー5	<省略>	<u>6,600</u>

(3) 工芸館の体験工房において作陶又は絵付けの体験を行う場合の使用料は、作陶にあっては1人当たり1回1,600円以内、絵付けにあっては1人当たり1回500円以内において規則で定める額とする。

(4)及び(5) <省略>

2及び3 <省略>

(瀬戸市地域交流センター条例の一部改正)

第13条 瀬戸市地域交流センター条例(平成22年瀬戸市条例第28号)

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2(第8条、第18条関係)		別表第2(第8条、第18条関係)	
使用面積	使用時間1時間ごとの単価(円)	使用面積	使用時間1時間ごとの単価(円)
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
20㎡以上40㎡未満	<u>410</u>	20㎡以上40㎡未満	<u>400</u>
40㎡以上60㎡未満	610	40㎡以上60㎡未満	600

60㎡以上80㎡未満	<u>820</u>	60㎡以上80㎡未満	<u>800</u>
80㎡以上100㎡未満	<u>1,020</u>	80㎡以上100㎡未満	<u>1,000</u>
100㎡以上120㎡未満	<u>1,230</u>	100㎡以上120㎡未満	<u>1,200</u>
120㎡以上140㎡未満	<u>1,440</u>	120㎡以上140㎡未満	<u>1,400</u>
140㎡以上160㎡未満	<u>1,640</u>	140㎡以上160㎡未満	<u>1,600</u>
160㎡以上180㎡未満	<u>1,850</u>	160㎡以上180㎡未満	<u>1,800</u>
180㎡以上	<u>2,050</u>	180㎡以上	<u>2,000</u>
備考 <省略>		備考 <省略>	

(瀬戸市都市公園条例の一部改正)

第14条 瀬戸市都市公園条例（昭和39年瀬戸市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2（第11条関係）		別表第2（第11条関係）	
区分	金額	区分	金額
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けて仮設工作物を設ける場合又は第4条第1項若しくは第3項の許可を受けて行為をする場合	8時30分から12時30分まで <u>540</u>	法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けて仮設工作物を設ける場合又は第4条第1項若しくは第3項の許可を受けて行為をする場合	8時30分から12時30分まで <u>520</u>
	12時30分から17時まで <u>540</u>		12時30分から17時まで <u>520</u>
	17時から21時まで <u>540</u>		17時から21時まで <u>520</u>
有料公園施設を使用する場合	9時から12時まで <u>430</u>	有料公園施設を使用する場合	9時から12時まで <u>420</u>
	13時から16時30分まで <u>430</u>		13時から16時30分まで <u>420</u>
	17時30分から21時まで		17時30分から21時まで

(瀬戸市道路占用料条例の一部改正)

第15条 瀬戸市道路占用料条例（昭和48年瀬戸市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(占用料)	(占用料)
第4条 占用料は、別表のとおりとする。ただし、 占用の期間が1月未満の占用についての占用料は、同表により算出した額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額とする。	第4条 占用料は、別表のとおりとする。ただし、 占用の期間が1月未満の占用についての占用料は、同表により算出した額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額とする。
2 <省略>	2 <省略>

(瀬戸市公共用物の管理に関する条例の一部改正)

第16条 瀬戸市公共用物の管理に関する条例（平成5年瀬戸市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(占用料等の徴収)	(占用料等の徴収)
第7条 占用者等から、年度ごとに当該年度内において許可を受けた占用等の期間又は数量に応じて、次に定めるところにより、土地占用料、流水占用料又は産出物採取料（以下「 <u>占用料等</u> 」という。）を徴収する。	第7条 占用者等から、年度ごとに当該年度内において許可を受けた占用等の期間又は数量に応じて、次に定めるところにより、土地占用料、流水占用料又は産出物採取料（以下「 <u>占用料等</u> 」という。）を徴収する。
(1) 土地占用料は、別表第1により算出した額。ただし、当該土地の占用の期間が1月未満の場合は、同表により算出した額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額	(1) 土地占用料は、別表第1により算出した額。ただし、当該土地の占用の期間が1月未満の場合は、同表により算出した額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額

(2) 流水占用料は、別表第2により算出した額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額	(2) 流水占用料は、別表第2により算出した額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額
(3) 産出物採取料は、別表第3により算出した額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額	(3) 産出物採取料は、別表第3により算出した額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額
2 <省略>	2 <省略>

(瀬戸市河川管理条例の一部改正)

第17条 瀬戸市河川管理条例（平成12年瀬戸市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(流水占用料等の徴収)	(流水占用料等の徴収)
第5条 法第23条から第25条までの許可を受けた者から、次に定める流水占用料、土地占用料又は河川産出物採取料（以下「流水占用料等」という。）の額を徴収する。	第5条 法第23条から第25条までの許可を受けた者から、次に定める流水占用料、土地占用料又は河川産出物採取料（以下「流水占用料等」という。）の額を徴収する。
(1) 流水占用料は、別表第1により算出した額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額	(1) 流水占用料は、別表第1により算出した額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額
(2) 土地占用料は、別表第2により算出した額。ただし、当該土地の占用の期間が1月未満の場合は、同表により算出した額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額	(2) 土地占用料は、別表第2により算出した額。ただし、当該土地の占用の期間が1月未満の場合は、同表により算出した額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額
(3) 河川産出物採取料は、別表第3により算出した額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額	(3) 河川産出物採取料は、別表第3により算出した額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額

(瀬戸市下水道条例の一部改正)

第18条 瀬戸市下水道条例（昭和45年瀬戸市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(使用料の額)	(使用料の額)
第13条 使用料の額は、使用者が排除した汚水の量（以下「排除汚水量」という。）に応じ、次の表に定めるところにより算出した基本使用料と超過使用料の額にそれぞれ <u>100分の108</u> を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を合算した額とする。 <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px auto; text-align: center;"><省略></div>	第13条 使用料の額は、使用者が排除した汚水の量（以下「排除汚水量」という。）に応じ、次の表に定めるところにより算出した基本使用料と超過使用料の額にそれぞれ <u>100分の105</u> を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を合算した額とする。 <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px auto; text-align: center;"><省略></div>

（瀬戸市水道事業給水条例の一部改正）

第19条 瀬戸市水道事業給水条例（昭和35年瀬戸市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																												
(加入分担金)	(加入分担金)																												
第9条の2 <省略> 2 加入分担金の額は、次の表の左欄に掲げる水道メーターの口径の区分に対応する同表の右欄に掲げる金額（給水装置の改造の工事に係る加入分担金については、当該給水装置の改造後の水道メーターの口径に対応する金額から当該給水装置の改造前の水道メーターの口径に対応する金額を控除した後の額）とする。	第9条の2 <省略> 2 加入分担金の額は、次の表の左欄に掲げる水道メーターの口径の区分に対応する同表の右欄に掲げる金額（給水装置の改造の工事に係る加入分担金については、当該給水装置の改造後の水道メーターの口径に対応する金額から当該給水装置の改造前の水道メーターの口径に対応する金額を控除した後の額）とする。																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">水道メーターの口径</th> <th style="text-align: center;">加入分担金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">ミリメートル</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">13</td> <td style="text-align: center;"><u>95,040</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: center;"><u>224,640</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">25</td> <td style="text-align: center;"><u>351,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">40</td> <td style="text-align: center;"><u>899,640</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50</td> <td style="text-align: center;"><u>1,405,080</u></td> </tr> </tbody> </table>	水道メーターの口径	加入分担金の額	ミリメートル	円	13	<u>95,040</u>	20	<u>224,640</u>	25	<u>351,000</u>	40	<u>899,640</u>	50	<u>1,405,080</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">水道メーターの口径</th> <th style="text-align: center;">加入分担金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">ミリメートル</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">13</td> <td style="text-align: center;"><u>92,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: center;"><u>218,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">25</td> <td style="text-align: center;"><u>341,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">40</td> <td style="text-align: center;"><u>874,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50</td> <td style="text-align: center;"><u>1,366,000</u></td> </tr> </tbody> </table>	水道メーターの口径	加入分担金の額	ミリメートル	円	13	<u>92,000</u>	20	<u>218,000</u>	25	<u>341,000</u>	40	<u>874,000</u>	50	<u>1,366,000</u>
水道メーターの口径	加入分担金の額																												
ミリメートル	円																												
13	<u>95,040</u>																												
20	<u>224,640</u>																												
25	<u>351,000</u>																												
40	<u>899,640</u>																												
50	<u>1,405,080</u>																												
水道メーターの口径	加入分担金の額																												
ミリメートル	円																												
13	<u>92,000</u>																												
20	<u>218,000</u>																												
25	<u>341,000</u>																												
40	<u>874,000</u>																												
50	<u>1,366,000</u>																												

75	<u>3,161,160</u>
100	<u>5,621,400</u>
150	<u>12,646,800</u>

3及び4 <省略>

(料金)

第30条 料金は、給水料及びメーター使用料とする。

- (1) 給水料の額は、次の表に定めるところにより算出した基本料金と超過料金の額にそれぞれ100分の108を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を合算した額とする。

<省略>

- (2) メーター使用料の額は、次の表に定めるところにより算出した額に100分の108を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

<省略>

75	<u>3,073,000</u>
100	<u>5,465,000</u>
150	<u>12,295,000</u>

3及び4 <省略>

(料金)

第30条 料金は、給水料及びメーター使用料とする。

- (1) 給水料の額は、次の表に定めるところにより算出した基本料金と超過料金の額にそれぞれ100分の105を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を合算した額とする。

<省略>

- (2) メーター使用料の額は、次の表に定めるところにより算出した額に100分の105を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

<省略>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条から第3条まで及び第7条から第17条までの規定は、この条例施行の日以後の施設等の使用の許可を受けた者に係る使用料又は道路の占用の許可等を受けた者に係る占用料について適用し、同日前の施設等の使用の許可を受けた者に係る使用料又は道路の占用の許可等を受けた者に係る占用料については、なお従前の例による。
- 3 第18条の規定による改正後の瀬戸市下水道条例第13条の規定にかかわらず、施行日前から継続して使用されている公共下水道で、施行日から平成26年4月30日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定

されるものに係る使用料（施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利の確定される日が同月30日後である公共下水道の利用者にとっては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される使用料を前回確定日（その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利の確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

4 第19条の規定による改正後の瀬戸市水道事業給水条例（次項において「改正後の条例」という。）第9条の2第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の給水装置の新設又は改造の工事の申込みに係る加入分担金について適用し、施行日前の給水装置の新設又は改造の工事の申込みに係る加入分担金については、なお従前の例による。

5 この条例による改正後の条例第30条の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日が同月30日後である水道の利用者にとっては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

6 第3項及び前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。